

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 6 年度第 3 回日置警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 3 時～午後 5 時
会 議 場 所	日置警察署 会議室（道場）
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 7 人（欠席 1 人） 2 警察署 署長以下 8 人
（会議の概要） 1 会次第 (1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 議題 ア 管内の治安情勢及び業務推進状況 イ 意見・要望等について (4) その他 ア 速度取締り指針について イ マイナンバーカードと運転免許証の一体化について ウ 次回会議の開催日程について (5) 閉会 2 管内の治安情勢及び業務推進状況に関する質疑 署長の説明後、委員から次の質問がなされた。 (1) 児童虐待の通告件数について （委員） 日置署では令和 6 年に 37 件の児童虐待通告をしていますが、一人の子供につき何回通告していますか。 （生活安全刑事課長） 多い子供で 2 回から 3 回通告しています。 (2) 横断歩道のライン補修件数について （委員） 日置署管内における年間の補修件数は決まっていますか。 （交通課長） 決まった件数はなく、申請に応じて予算の範囲で行っています。 3 委員からの意見・要望の提言等 (1) 急カーブの多い道路への道路標示について （委員） 県道 37 号線飯牟礼峠から諏訪神社バス停の道路に「急カーブ多し」、「速度注意」等の標示をしていただきたい。 （交通課長） 注意喚起の道路標示については道路管理者の所管になります。 同路線の交通事故発生状況を踏まえ道路管理者に説明したところ、「必要性のある箇所については調査の上、実施していきたい。」との回答でした。 (2) 商業施設の駐車場における通行方法について （委員） 伊集院町にある複合商業施設の駐車場で路面標示に従わない車両がいます。指導してもらえませんか。 （交通課長） 御指摘のあった駐車場については、管理者に対して御意見があったことを伝えました。 管理者からは、「何か良い方法がないかを検討します。」との回答でした。 (3) 赤信号で横断歩道上に停車する車両について （委員） 赤信号で横断歩道上に止まる車があるので指導してもらえませんか。	

(交通課長)
各種交通安全講話や運転免許更新時の講習等で注意喚起するほか、交番、駐在所の広報紙等で広報し、改善に努めます。
また、街頭活動で見掛けた場合は注意喚起いたします。

(4) 小学生の横断を妨害する車両について

(委員)
信号機のない横断歩道を小学生が手を上げて横断しようとするが、車が止まりません。
歩行者は止まってくれるだろうと思う人も増えていますが、スピードを落とさない車もあり、怖いです。

(交通課長)
御意見については横断歩行者妨害に該当しますので、引き続き交通指導取締りや運転免許更新時講習での教育を継続いたします。

また、交番・駐在所の広報紙でも注意喚起を行い、安全な交通環境の醸成に努めてまいります。

(5) 高校生のバイクの運転について

(委員)
高校生のバイクの運転が危険な時があります。

特に朝はスピードを出しています。

警察の方で指導してもらえませんか。

(交通課長)
各高校の交通安全教室でも指導していますが、併せて交通指導取締りも行い、安全運転について指導します。

また、管内の高校に対し、バイク通学生の法定速度の遵守等、安全運転の励行について申入れを行いました。

(6) スクールサポーターについて

(委員)
退職した警察官をスクールサポーターとして学校と連携しながら対応する活動があります。

管内の少年補導は令和6年10月末、前年より15件増えていますが、管内において退職警察官がスクールサポーターとして活動している人数と具体的な活動状況を教えてください。

(生活安全刑事課長)

スクールサポーターは、「警察と学校の橋渡し役」として、学校における少年の問題行動等への対応、いじめ事案の早期把握、児童の安全確保に関する助言等を行っており、当署に配置されているスクールサポーターは一人です。

当署に配置されているスクールサポーターは、当署管内のほか、南さつま署及びいちき串木野署管内の学校も受け持っています。

活動の具体的な状況としては、少年の非行防止、立ち直り支援等、学校等における児童等の安全確保対策、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報等の把握及び提供があります。

昨年、当署に配置されているスクールサポーターは管内の25校に対して合計213回訪問し、学校との情報交換や登下校の見守りのほか、各種防犯講話や不審者訓練、夏祭りや妙円寺詣りの際のパトロールなど警察官と連携し、幅広い活動を行っています。

更問

(委員)
スクールサポーターは昨年213回各学校を訪問したとのことですが、一校当たりの滞在時間はどれくらいですか。

(生活安全刑事課長)

長くて1時間を超える場合もあれば、10分から15分の場合もあり、訪問内容によって滞在時間は異なります。

(7) 運営重点について

(委員)
運営重点の「子どもと高齢者を守るための交通秩序の形成」とあるが、「推進」でなく「形成」にした意図は何ですか。

(警務課長)

この運営重点を策定する警察本部の主管課に確認したところ

少子高齢化社会において新たな交通事象に対応しつつ、運転者の安全意識の

向上や遵法精神の醸成を図り、子供等については自ら安全を守るための交通

行動を促す取組を行うことにより、子供や高齢者を守る交通秩序を徐々に形

作っていくという意味で「形成」としている。

とのことでした。

4 速度取締り指針に関する質疑

(1) 配布資料記載の物件事故と人身事故の件数について

(委員)

物件事故の件数が前回いただいた配布資料の件数と異なるのは何故ですか。

(交通課長)

当初、物件事故で処理しましたが、その後人身事故に切り替わった事故があったため、異なった件数になったものです。

更問

(委員)

人身事故の件数は前回と異なっていませんが、その点についてはどうですか。

(交通課長)

前回の数値は暫定値で、統計上の問題により確定値の数値が前回と同じとなりました。

5 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する質疑

(1) 有効期限が切れた場合の優遇措置について

(委員)

運転免許証と一体化となったマイナンバーカードを紛失又は盗難被害に遭い、再交付の手続期間中、有効期限が切れてしまった場合、車を運転してもよいという優遇措置はありませんか。

(交通課長)

現在のところ優遇措置等はなく、現行のままの手続きを行っていただくことになります。

備 考